

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

緩和ケア訪問看護ステーションむらおでは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。訪問看護医療 DX 情報活用化加算として定められた額を所定額に加算します。

これに係る施設基準は以下の通りです。

【施設基準】

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- (4) (3) の掲示について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

令和6年12月1日 緩和ケア訪問看護ステーションむらお